

再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する  
平成18年度の利率の算出について

1. 再資源化預託金等に付する利息の考え方

- (1)自動車リサイクル法第75条では、資金管理法人は主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さねばならないとしており、主務省令(施行規則第70条)で詳細が規定されている。(参考資料1を参照。)
- (2)施行規則第70条では、以下のルールで再資源化預託金等に利息を付すこととしている。

【利息が付される期間】

当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から、以下に掲げる行為が行われた日の属する年度の前年度

- ①再資源化等預託金について、自動車製造業者等から払渡し請求をされたとき。
- ②再資源化預託金等について、中古車輸出した自動車所有者から返還請求をされたとき。
- ③再資源化預託金等について、特定再資源化預託金等として出えんの承認申請、又は再資源化等預託金の一部負担の認可申請がされたとき。
- ④情報管理預託金について、情報管理センターから払渡し請求をされたとき。

(利息が付される期間の例示)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
ケース1	○		▲
ケース2		○	▲
ケース3			○ ▲

○: 預託日    ▲: 請求・申請日

- ケース1 平成17年度、18年度  
 ケース2 平成18年度  
 ケース3 利息が付される年度なし

### 【利息計算の方法】

上記の期間の各年度における利率を用いて複利計算して算出した元利合計額(1円未満は切捨て)から当該再資源化預託金等の額を減じた額

### 2. 平成18年度の利率

以下の①②③④の合計額を、⑤⑥の合計額で除して算出し、小数点以下5位未満を切り捨てたもの。

### 【分子】

- ①平成18年度に再資源化預託金等を運用して得た運用利益金の総額
- ②平成17年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満を切捨て処理したことにより生じた差額
- ③平成18年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数の合計金額を合算した額
- ④平成17年度以前に請求され、平成18年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成17年度までの複利計算した元利合計額と払渡金額との差額

### 【分母】

- ⑤平成18年度末における再資源化預託金等(承認・認可済特定再資源化預託金等を除く。)の残高
- ⑥平成18年度末における平成17年度までの運用利益金の残高

### ※運用利益金について

以下の3つの合計額が運用利益金となる。

- ① 保有債券の利息は、平成18年度中における債券の保有期間に応じて発生する額
- ② 債券の取得価格が額面と異なる場合<sup>(注1)</sup>においては、当該債券の取得月(平成17年度以前に取得した債券については、平成18年4月)から償還月までの期間に対する、取得月(平成17年度以前に取得した債券については、平成18年4月)から平成19年3月(平成18年度に償還される債券については償還月)までの期間に応じて償却原価法<sup>(注2)</sup>により計算した償却損益額。
- ③ 平成18年度に入金された金融機関からの利息収入  
(注1)債券の取得価格と額面の乖離について

債券を保有すると、每期利息が発生するとともに、満期償還時に債券の額面金額を受け取ることができる。市場の金利は経済情勢によって変化するため、額面金額に対する利息の割合と市場金利には当然乖離が発生し、この乖離は額面価額と債券の市場価格の差として反映されることとなる。

(注2)償却原価法について

債券を額面金額より高い価格で取得した場合には、償還時に額面と取得価格の差額相当分の償還差損が発生し、額面より低い価格で取得した場合には、償還時に額面と取得価格の差額相当分の償還差益が発生する。償却原価法とは、この差損益の計上に際して、償還時に一度に計上しないで、償還日までの期間に応じて均等に償却する方法。

上記の算式に実績値を当てはめて計算すると 0.008352 となり、小数点以下5位未満を切捨てるため、0.00835 となる(別紙参照)。

なお、この数字については、参考資料3のとおり、監査法人により一定の合意された手続の実施を受け、『その限りにおいては、「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条」に基づき正しく算出されていないと認められる事項は発見されなかった』旨の報告を受けている。

以上